



答申第 440 号
平成 26 年 8 月 5 日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項の規定に基づき、平成 26 年 8 月 5 日付神環資業第 574 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市家庭ごみ収集車（市有車）へのドライブレコーダーの設置について
（条例第7条「収集の制限」に関して）

- 1 神戸市家庭ごみ収集車（市有車）へドライブレコーダーを設置して、事故や危険事例（ヒヤリハット事例）の情報を収集し、これらを事故原因の解析や事故防止対策、安全教育に活用することは、家庭ごみ収集業務におけるさらなる安全走行や作業事故の防止に寄与し、公益に資するものと認められるので妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄する等、適正な維持管理を行わなければならない。

神戸市家庭ごみ収集車（市有車）へのドライブレコーダーの設置について
（条例第7条「収集の制限」に関して）

【収集する情報】

主として、次の情報の収集を行う。

1. 撮影日時
2. ごみ収集車の位置情報
3. 画像
 - ① ごみ収集車前方に写りこむ車両、人物の画像
 - ② ごみ収集車後方に写りこむ車両、人物の画像
 - ③ ごみ収集車左側方に写りこむ車両、人物の画像
 - ④ ごみ収集車右側方に写りこむ車両、人物の画像